

福島県中小企業振興基本条例
の趣旨等について

平成18年11月

福島県議会事務局

前文

福島県の中小企業は、これまで経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすとともに地域社会の担い手として、本県の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。

しかし、近年、国境を越えた経済活動の拡大とそれに伴う競争の激化、社会構造を変える急速な少子高齢化の進行など経済を取り巻く環境の変化が激しさを増し、本県の中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。

このような厳しい環境の中で、新しい局面を切り開いていくためには、経営の革新や新事業の創出など新たな展開を図り、持続的発展を可能とする仕組みへと変革していくことが必要であり、中小企業者には、そのための努力が求められている。同時に、中小企業は本県経済や地域社会において重要な使命を果たしていることから、中小企業の置かれた厳しい立場を理解し、その再生への努力に協力し、支援していくことが必要である。

ここに、本県の中小企業の振興に関する基本理念等を明らかにし、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援することによって、本県経済の中核を担う中小企業が生き生きと躍動する福島県を築くため、この条例を制定する。

【趣旨・解釈】

- 1 前文では、本条例を制定するに当たって、中小企業に対する以下のような認識を明らかにしている。

中小企業は、経済を取り巻く環境の変化に大きく影響を受けている。中央では、景気が回復傾向にあるということであるが、地方には、まだその実感が乏しく、中小企業者は、逆境とも言うべき厳しい経営環境に直面し、その存立基盤が揺らいでいる。

一方で、中小企業が本県経済や地域社会において果たしている重要な使命を鑑みると、中小企業の存立基盤が揺らぐということは、地域社会そのものの衰退にも繋がりがねず、問題は深刻である。今後とも地域社会を維持・発展させていくために、中小企業の振興は不可欠であると考えられる。

第1条（目的）

第一条 この条例は、本県の中小企業の振興に関し、基本理念及び基本方針を定めるとともに、県の果たすべき役割等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条例は、本県中小企業の振興にかかる様々な施策推進の最上位規範としての性格を持つ基本条例である。
- 2 本条は、この条例制定の目的を明らかにしたものである。
- 3 本条例をベースとして、今後、個別の課題に特化した条例を制定していくことが想定される。

第2条（定義）

第二条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号。以下「基本法」という。）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「中小企業団体」とは、商工会、商工会議所その他中小企業に関する団体をいう。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、この条例が対象とする「中小企業者」「中小企業団体」の定義規定である。
- 2 第1項の「中小企業者」は、中小企業基本法に規定する中小企業者であり、農林水産業を営む中小企業者や建設業等を営む中小企業者も含まれる。ただし、第9条に規定する「基本計画」及び第12条に規定する「年次報告」においては、「福島県農業・農村振興条例」との関係等から、農林水産業を営む中小企業に関するものは除くこととしている。
- 3 第2項の「中小企業団体」には、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会のほか、金融機関、NPO法人等を含み、ふくしま産品の振興など施策によっては農業協同組合等も含む幅広い範囲を想定しているものである。

第3条（基本理念）

第三条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的かつ創造的な事業活動が助長されることを旨として、推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、豊富な人材、集積された多様な技術、優れた産業基盤、豊かな自然その他の県内各地域が特性として有する地域資源の持続的な活用を図ることにより、推進されなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、中小企業の振興を図るうえで、中小企業者、中小企業団体、市町村、県等、福島県の中小企業の振興に関わる全てのものが共有する基本理念について定めたものである。
- 2 第1項は、中小企業の振興にあたって、まず中小企業者自らの自主的・創造的な努力が大切であるということ、その上で、努力する中小企業者を地域社会が応援するという理念として掲げたものである。
- 3 第2項は、中小企業の振興にあたって、福島県は7つの生活圏毎に地域の特性が大きく異なるという特徴を持つことから、それぞれの地域が有する様々な資源を生かした振興が図られなければならないこと、また、環境の時代であることを踏まえ、あらゆる資源を大切に使うことにより持続的な活用を図っていくことが重要であるということの規定したものである。

第4条（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国、市町村、中小企業団体及び大学等との連携により、中小企業の振興に関する施策の効果的な推進に努めるものとする。

3 県は、国に対して中小企業の振興に関する施策の提言を行うよう努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、中小企業の振興における県の責務を規定したものである。
- 2 第2項において、「大学等」とは大学、高専、高等技術専門学校、工業高校等の教育機関や研究機関である。
- 3 第3項は、国の行う中小企業政策が中小企業に与える影響が大きいことから、県は、積極的に国に対して施策の提言を行うべきことを、努力目標として規定したものである。

第5条（市町村の役割）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、当該市町村の区域の自然的経済的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、地域の中小企業にとって最も身近であり、かつ基礎的な自治体である市町村が、当該地域の中小企業の振興について果たすべき役割を規定したものである。
中小企業の振興を実効あるものとして推進していくためには、広域的団体である県と基礎的団体としての市町村が、各々その役割を分担し、連携・協調して一体となって課題の解決に取り組んでいかなければならない。第4条第2項でも、同様の趣旨が規定されているが、市町村の役割の重要性に鑑み、特に本条の規定が置かれた。
- 2 本条に対応する形で第10条（市町村に対する支援）において、県の市町村に対する支援を定めている。もとより、県と市町村はイコールパートナーであり、本条例の運用に当たっては、その点が留意されなければならない。

第6条（中小企業者の努力等）

第六条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の向上に努めなければならない。

- 2 中小企業者は、その雇用する労働者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、必要な雇用環境の整備に努めなければならない。
- 3 中小企業団体は、その活動を行うに当たっては、中小企業の振興に積極的に取り

組むとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、中小企業の振興において、中小企業者、中小企業団体自らが果たすべき役割を規定したものである。
- 2 第2項は、中小企業者は、その雇用する労働者の“仕事と生活の調和”が図られるよう雇用環境の整備に努力すべきことを規定している。なお、本項に対応する県の支援については、第8条第7号及び第8号に規定されている。

第7条（県民の理解と協力）

第七条 県民は、中小企業の振興が地域経済の活性化と県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、その健全な発展に協力するものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、中小企業の振興における県民の理解と協力を規定したものである。

第8条（基本方針）

第八条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業者の経営の革新（基本法第二条第二項の経営の革新をいう。）の促進及び経営資源（同条第四項の経営資源をいう。）の確保を図ること。
- 二 中小企業に対する資金の供給の円滑化を図ること。
- 三 中小企業の受注機会の増大を図ること。
- 四 中小企業の創業及び中小企業者の新たな事業の創出等の促進を図ること。
- 五 産学官の連携による研究開発を強化することにより、中小企業への技術移転、事業化の促進等を図ること。
- 六 企業立地を促進することにより、新たに立地した企業と当該地域の中小企業との有機的な連携を強化し、産業集積の促進を図ること。

- 七 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- 八 安心して子どもを産み育てることができる職場環境に配慮した中小企業の育成及び支援を図ること。
- 九 まちづくりの観点に立った商業の集積の促進及び本県の特長である豊かな自然その他の地域資源を活用した観光、地場産業等の振興を通じ、中小企業の育成を図ること。

【趣旨・解釈】

1 第1号の「経営の革新」とは、「中小企業基本法」に規定されている「経営の革新」をいい、その「促進を図る」とは、新商品又は新役務の開発の促進、商品の生産又は販売の効率化の促進、新たな経営管理方式の導入の促進その他の必要な措置を講ずること等を求める趣旨である。

また、「経営資源」とは、同じく「中小企業基本法」に規定されている「経営資源」をいい、その「確保を図る」とは、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備の促進、技術の向上及び経営管理に関する研修の充実、商品の販売の促進に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずること等を求める趣旨である。

2 第2号は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、融資条件の拡充や、中小企業の資金ニーズを的確に捉えた弾力的な運用、担保に依存しない制度等新たな資金の創設を行うなど、制度資金の充実その他の必要な施策を講ずること等を求める趣旨である。

3 第3号は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、県が調達する物品等（役務及び工事を含む。）に関して、中小企業の受注機会の増大その他必要な施策を講ずることを求める趣旨である。その中には、例えば、中小企業者の経営の革新を促進するための新商品の導入等を進んで行うことを求める趣旨が含まれている。

4 第4号は、中小企業の創業及び新たな事業の創出等を促進するため、これらに関する情報の提供及び研修の充実、資金の円滑化、商品の生産若しくは販売又は役務の提供に係る技術の研究開発の促進その他の必要な施策を講ずること等を求める趣旨である。

5 第5号は、本県の中小企業の技術力の強化等を図るため、産学官の連携による研究開発、産学官の多様な交流の機会の提供等により、ハイテクプラザ等公設試験研究機

関、大学等における研究成果の中小企業への移転の促進や事業化の促進その他の必要な施策を講ずること等を求める趣旨である。

6 第6号は、企業の立地に関する情報の収集及び提供、多様な方法による事業用地の供給、立地に必要な資金の供給の円滑化その他の必要な施策を講ずることにより企業の立地を促進すること、また、新たに立地された企業と地元の中小企業の有機的な連携を強化し、産業集積の促進を図ること等を求める趣旨である。

7 第7号は、中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ることを求める趣旨である。具体的には、学校教育における勤労観・職業観の醸成及び職業能力開発機能の充実強化を図ること、雇用に関する相談及び職業紹介事業の充実（特に若年者の就業支援の強化及び障がい者、高齢者等の就職困難者の雇用促進）を図ること、労働者の就業条件及び職場環境の整備に努め家庭生活との両立支援に必要な施策を講ずること等である。

8 第8号は、人口減少、少子高齢化社会の到来という大きな時代変化の中で、中小企業の振興という政策を進める際に避けては通れない重要な視点であり、第7号から独立させる形で規定したものである。県として“子育て支援”のために、より有効な施策を講ずることを求める趣旨である。

9 第9号は、中小企業の振興と不可分な関係にある産業の振興等を積極的に推進すべきことを求める趣旨である。

「まちづくりの観点に立った商業の集積の促進」では、中心市街地の活性化や商業の振興を図るため、顧客その他の県民の利便の増進を図るための施設の整備の促進、商店街における起業の促進、商店街の活性化に関する団体を対象とした支援その他の必要な施策を講ずること等により中小企業の育成を図ることを求める趣旨である。

「観光の振興」では、観光旅行者の来訪の促進、観光旅行者に対する接遇の向上、観光資源の保護、育成及び開発、地域の特性を活用した商品開発の促進その他の必要な施策を講ずること等により中小企業の育成を図ることを求める趣旨である。

「地場産業等の振興」では、ものづくり産業の基盤強化、伝統的工芸品産業の振興、県産品のブランド化の推進等各種産業の振興により中小企業の育成を図ることを求める趣旨である。

第9条（基本計画の策定）

第九条 知事は、中小企業の振興に関する施策（農林水産業を営む中小企業に関するものを除く。次項において同じ。）を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、中小企業の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県中小企業振興審議会の意見を聴かなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、基本計画を策定すべきことと、その内容、策定手順を規定したものである。
- 2 「福島県商工業振興基本計画うつくしま産業プラン21」を、当面は、当該規定に基づいて策定された基本計画に相当するものとするが、必要に応じ、第8条の基本方針に沿った内容の見直し等が行われるべきである。

第10条（市町村に対する支援）

第十条 県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策の実施について、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、市町村に対する県の支援を規定したもので、第5条に対応している。

第11条（財政上の措置等）

第十一条 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するため必要な財政上及び税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 「税制上の措置」に関しては、現在も法人県民税等で一定の税制上の措置を講じているところである。この条文を根拠として直ちに新たな措置を講ずることとはならないものの、その努力を求める趣旨である。

第12条（年次報告）

第十二条 知事は、毎年、福島県議会に、基本計画に基づいて講じた施策について報告しなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、県が中小企業の振興のために講じた施策を県議会に報告することを知事に義務付けた規定である。
- 2 中小企業の振興に関する施策についての県民の理解を促進させることが本条の目的であり、行政情報の公開の観点からも、重要な意義を有する規定である。
- 3 本条に基づく年次報告の対象から農林水産業を営む中小企業に関するものは除かれているが、農業の分野については、「農業・農村振興条例」に基づく年次報告に含まれており、県民及び県議会は、両方の報告を見ることにより、県が中小企業の振興について講じた施策の概要を把握することができる。
- 4 知事は、議会に報告するとともに、県民に対しても情報公開を積極的に行うことを想定している。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の規定は平成十九年四月一日から施行する。

【趣旨・解釈】

- 1 中小企業の振興は、直ちに実施する必要があることから、本条例は公布と同時に施行することとしている。ただし、年次報告に関する部分については、平成19年4月1日の施行としているので、第1回目は、平成19年度中の議会に報告されることになるが、各年度の年次報告は、できるだけ早い時期になされることを想定している。
- 2 本条例を制定するに当たり条例の見直し規定を盛り込んでどうかという提案もあった。結果的に、条例中に見直し規定は盛り込まなかったが、その提案の趣旨も踏まえ、本条例は、状況の変化に応じ、随時見直しが図られるべきである。